件名	
所管部課	環境部環境政策課
	1 基本的な考え 環境基本計画(以下「現行計画」という)の計画期間は、平成20年度 から27年度までの8年間であり、平成23年度で前半が終了する。この 間の取り組みの成果を評価分析するとともに、東日本大震災や原子力発 電所の事故など社会経済情勢の大きな変化や、新たな課題に対応するた め、見直しを行う。 2 おもな見直しのポイント (1)指標・目標の見直し ・各指標の4年間の実績の評価・分析する。 ・今後の方向性を検討し、必要に応じて指標の変更や統合、目標数 値の見直しを行う。
事業(結 果)の概 要	・指標は、区民・事業者の行動を促す分かりやすいものとする。 (2)震災と原発事故による見直し ア 温暖化対策の目標について これまでCO₂排出削減を目標に施策を展開してきたが、原発事故 により発電時のCO₂排出係数が大きく変動することから、CO₂排 出削減を長期目標にしつつも、省エネ、節電、再生可能エネルギー の活用拡大など、化石燃料に由来するエネルギー使用を減らすこと を重点目標とする。
	イ 放射線問題について 原発事故を踏まえ測定と環境基準、区の対策方針などについて計画に盛り込む。 (3)法改正や新たな課題への対応 ア 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正 現行計画に兼ねている「地球温暖化対策地域推進計画」に、まちづくりにおける対策促進を盛り込み、改正後の法律に基づく実行計画(区域施策編)に位置づける。 イ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の制定 旧法に基づき平成17年度に策定した「環境教育基本方針・実施計画」の進捗状況を評価・分析し、施策の見直しをはかりつつ、現行計画の環境教育、協働などに盛り込んで統合する。

### ウ 温暖化適応策について

地球温暖化を防止(緩和)する取り組みが進められているが、その効果はすぐにあらわれず、中期的にはある程度の温暖化が避けられない。進行しつつある地球温暖化に適応するための施策(熱中症対策、増加する極端な気候(ゲリラ豪雨、猛暑や酷寒の日)対策、植生や農作物の対策など)について検討する。

### エ 生物多様性の保全について

平成 22 年に名古屋で生物多様性会議(COP10)が開催され、名古屋議定書と愛知目標が採択され、環境省でも生物多様性を重点課題の一つに位置づけている。現行計画には生物多様性に関する記述がないので、今後の方向性や課題について検討し、環境基本計画に盛り込む。

### 3 今後のスケジュール(案)

3 フロのスノノユ	<i>//</i> (	. 木ノ										
	4月	5月	6	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委託業者選定作業												
現計画の施策の整理、 課題の抽出												
庁内調査 区民・事業者調査												
施策・指標の検討 目標の設定												
計画案作成												
パブリックコメント												
公表・配布												
環境審議会の開催予 定案				<b>+</b>	<b>→</b>	<b>+</b>	<b>+</b>	4	<b>-</b>		<b>+</b>	<b>→</b>
<b>上</b> 未												

件 名	2009 年度の区内の温室効果ガス排出量算定結果について									
所管部課	環境部環境政策課									
	オール東京 62 市区町村共同事業の「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」として実施された 2009 (平成 21)年度の温室効果ガス排出量の算定結果がまとまったので、その概要について報告する。  1 足立区の温室効果ガス排出量 2009年度の温室効果ガス排出量は、242万 C O 2 換算トンで、前年度比マイナス 4.1%、京都議定書の基準年 1990年度比ではマイナス 10.7%となった。このうち、二酸化炭素 ( C O 2 ) が 234 万 2 千トンを占める。 温室効果ガス排出量 単位: C O 2 換算万トン									
		基準年	. CО₂換	昇刀トノ 2009 年	基準年比	前年比				
	   二酸化炭素	265.9	245.2	_		-4.49%				
	メタン	0.4	0.3	0.3		0.00%				
	一酸化二窒素	3.0	1.9	1.9	-36.67%	0.00%				
	HFCs	1.4	5.0	5.5	292.86%	10.00%				
事業(結	PFCs	0.1	.0.0	0.0	-100.00%	0.00%				
果)の概	SF6	0.4	0.1	0.1	-75.00%	0.00%				
要	合計	271.1	252.5			-4.16%				
	H F C s = ハイドロフ S F 6 = 六フッ化硫:		ボン類、PF(	C s = <b>パーフ</b> 丿	レオロカーボン紫	<b>頁</b>				
	単位: CO2換 算千トン	立区の温	皇室効果だ	<b>ブス排出</b> 量	也の推移					
	3000									
	2800	<u> </u>								
	2600	2600								
	2400	HH	$egin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\mathbb{H}$	$HH_1$					
	2200	0 4 10 (			· ω 4 · ιο «					
	1990 1991 1992	1995	1996 1997 1998 1998	2000	2003 2004 2005 2005	2007				

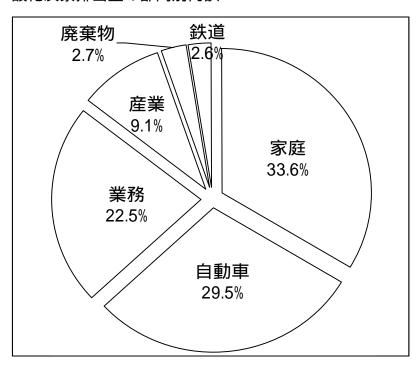
### 2 СО2の部門別排出量

CO<sub>2</sub>の排出量を部門別に見ると、家庭が最大で、以下、自動車、業務、製造業、廃棄物、鉄道、建設業・農業となる。

部門別二酸化炭素排出量 単位:万トン

	基準年	2008年	2009年	基準年比	前年比
製造業	54.6	19.2	16.2	-70.33%	-15.63%
建設業・農業	6.9	4.8	5.0	-27.54%	4.17%
産業部門合計	61.5	24.0	21.2	-65.53%	-11.67%
家庭	69.4	80.2	78.8	13.54%	-1.75%
業務	44.2	58.3	52.7	19.23%	-9.61%
民生部門合計	113.6	138.5	131.6	15.85%	-4.98%
自動車	79.4	69.8	69.1	-12.97%	-1.00%
鉄道	6.2	7.3	6.0	-3.22%	-17.81%
運輸部門合計	85.6	77.1	75.1	-12.27%	-2.59%
廃棄物	5.2	5.6	6.4	23.08%	14.29%

### 二酸化炭素排出量の部門別内訳



### 3 分野別の分析

### (1) 製造業

製造業のCO<sub>2</sub>排出量は、基準年比約 70%の減となっている。減少の要因は、工場移転や産業構造の変化などにより、製造品出荷額が70%近く減少したことと、技術革新、機器・設備の改良で単位あたりのエネルギー使用量が効率化したためである。

	2009年	1990年	増減率
製造品出荷額	2543 億円	8230 億円	-69.1%
1 億円当たりのエネルギー	0.79T J	0.85T J	-7.1%

### (2)家庭

家庭のCO₂排出量は、1990年度比 13.5%増加しているが、これは世帯数が 23.5%も増加した影響が大きい。しかし、エネルギーの増加は 6.3%に過ぎず、世帯あたりのエネルギー消費量は 13.9%減少しており、省エネ意識が高まっていると考えられる。

	2009年	1990年	増減率
世帯数	283,969	229,974	23.5%
1世帯当たりのエネルギー	34,613M J	40,200M J	-13.9%

### (3)業務

オフィスや商業施設など業務のCO<sub>2</sub>排出量は、1990年度比 19.2%増加しているが、これは延べ床面積が25.4%も増加した影響が大きい。さらに、延べ床面積あたりのエネルギー消費量は 3.9%減であり、家庭や製造業に比べ、オフィスのOA化やIT化が進んだこと、年中無休や終夜営業の増加などが影響し、効率化が進んでいない。

	2009 年	1990 年	増減率
延べ床面積	4,278,485 m <sup>2</sup>	3,410,723 m <sup>2</sup>	25.4%
1 ㎡当たりのエネル	1,357M J	1,412M J	-3.9%
ギー			

### 4 電力のCO<sub>2</sub>排出係数(以下「係数」)について

2009 年度は、2007 年度に発生した新潟県中越沖地震の影響により停止していた柏崎・刈羽原子力発電所の稼動したため、係数が低くなった。

係数の推移(単位: kg/kWh)

2009年	2008年	1990年
0.389	0.419	0.380

参考値として係数を基準年の 1990 年と同じにした場合の排出量は、231 万 4 千トンになり、基準年比 12.97%減となる。

### 5 足立区と他区との比較

都心区は、オフィスや商業施設などが集中し、排出傾向に違いがあるので、周辺区6区と排出状況を比較する。

### CO<sub>2</sub>排出量の部門別の内訳 (単位%)

	足立	23 🗵	大田	台田世	板橋	北	葛飾	江戸川
家庭	33.6	26.8	30.2	42.4	32.4	38.1	36.1	34.8
業務	22.5	42.3	33.3	25.3	24.3	29.6	21.1	20.2
自動車	29.5	19.0	20.7	24.6	24.5	18.0	28.0	28.8
製造業	6.9	4.6	9.8	0.8	13.6	6.6	8.8	11.2

### 家庭部門の排出量(単位:kg)

	足立	大田	台田世	板橋	北	葛飾	江戸川
世帯平均(人)	2.13	1.96	1.92	1.95	1.90	2.13	2.15
一人当たり	1.23	1.32	1.46	1.30	1.31	1.23	1.22
世帯あたり	2.62	2.59	2.81	2.53	2.49	2.62	2.62

### 自動車部門の排出量(単位:kg)

	足立	大田	省出	板橋	北	葛飾	
一人当たり	1.08	0.91	0.85	0.98	0.62	0.95	1.01
世帯あたり	2.29	1.78	1.63	1.91	1.17	2.03	2.17

足立区を 23 区全体と比較すると、家庭と自動車の割合が高く、業務の割合が低い。家庭部門の排出量(一人当たり、世帯当たり)は、葛飾区、江戸川区と傾向がよく似ているが、自動車部門の排出量(一人当たり、世帯当たり)は、両区と比較してもかなり多くなっている。

件	名	2010年度の日本国内温室効果ガス排出量(確定値)について
所管部課		環境部環境政策課
		前々回に報告した 2010 年度の国内の温室効果ガス排出量について、環 境省と国立環境研究所が以下のとおり確定値を発表した。
		1 発表の概要 2010 年度の温室効果ガスの総排出量は 12 億 5800 万トンで、京都議定

事業(結果)の概要

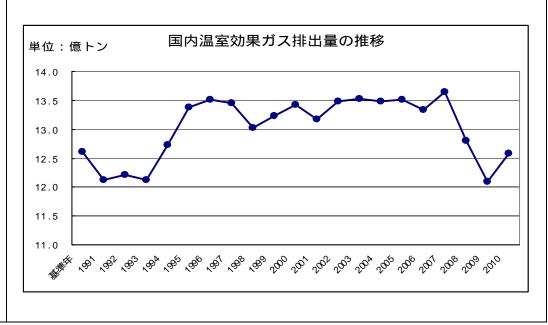
万トン)増加した。

前年に比べ排出量が減少した原因としては、2008年の金融危機の影響による景気後退からの回復の中で、製造業等の産業部門の活動が活発化したこと、猛暑厳冬により電力消費量が増加したことなどが挙げられる。

書の基準年から 0.3%(300 万トン)減少したが、前年度に比べ 4.2%(5100

### 2 2010 年度温室効果ガス総排出量とこれまでの推移

	排出量	構成比
二酸化炭素(CO₂)	11 億 9200 万トン	94.75%
メタン ( C H <sub>4</sub> )	2040 万トン	1.62%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	2210 万トン	1.76%
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1820 万トン	1.45%
パーフルオロカーボン類(PFCs)	340 万トン	0.27%
六フッ化硫黄(SF。)	190 万トン	0.15%
合計	12 億 5800 万トン	100.00%



### 3 部門別CO<sub>2</sub>排出量

国内のCO₂排出量を部門別に見ると、産業が約35%を占め、次いで運輸、業務、家庭の順である。基準年との比較では、産業は減少したが、業務、家庭は大きく増加している。

部門別の構成比は足立区と異なるが、産業が減少し、業務・家庭が増加しているのは、足立区と同じ傾向にある。

(単位:トン)

			(十四・17)
部門	2010 年度	構成比	京都議定書 基準年比増減率
産業	4 億 2200 万	35.4%	-12.5%
民生(家庭)	1 億 7200 万	14.4%	+34.8%
民生(業務)	2 億 1700 万	18.2%	+31.9%
運輸	2 億 3200 万	19.5%	+6.7%
エネルギー転換 1	8100万	6.8%	+19.3%
工業プロセス 2	4100万	3.4%	-33.9%
廃棄物など	2700万	2.3%	+20.6%
合 計	11 億 9200 万	100.0%	+4.2%

### 1エネルギー転換

石油・石炭などを電力などの他のエネルギーに転換する部門で、事業 用発電(発電所)地域熱供給、石油製品の精製などの際に排出する温 室効果ガスが該当する。

### 2 工業プロセス

セメントなどの鉱物製品や、アンモニアなどの化学製品を工業的に製造する際に、物理的・化学的に排出される温室効果ガスが該当する。

件 名	平成 23 年度補助制度の実績について			
所管部課	環境部環境政策課			
	平成 23 年度の自然エネルギー活用設置費補助及びLED照明等購入費補助の実績について報告する			
	1 住宅用太陽光発電システム設置費補助 (1)対象 自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置した区民 (2)補助金額 1 k W当たり7万円(上限30万円) (3)実績 521件 119,398,280円 (4)設置された発電容量 1851.16 k W			
	2 公益的施設用太陽光発電システム設置費補助 (1)対象 区から施設整備、運営経費の補助を受けている施設に太陽光発電システムを設置した事業者等 (2)補助金額 助成対象経費の5分の1(上限100万円) (3)実績 2件 1,622,000円 (4)設置された発電容量 22.61kW			
事業(結果)の概要	3 住宅用太陽熱利用システム設置費補助 (1)対象 自ら居住する住宅に太陽熱利用システムを設置した区民 (2)補助金額 ソーラーシステム 集熱器 1 ㎡あたり 16,500 円(上限 20 万円) 太陽熱温水器 集熱器 1 ㎡あたり 9,000 円(上限 3 万円) (3)実績 10 件 558,000 円			
	4 小型雨水貯留槽購入費補助 (1)対象 自ら居住する住宅に雨水タンクを設置した区民 区内の建物に雨水タンクを設置した建物所有者 (2)補助金額 雨水タンクと工事費の合計の2分の1(上限25,000円) (3)実績 38件 46基 820,800円			
	5 生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助 (1)対象 自ら居住する住宅に生ごみ処理機、コンポスト化容器を 設置した区民 (2)補助金額 機器本体価格の2分の1(上限25,000円) (3)実績 39件 807,000円			

- 6 住宅用 L E D 照明等補助
  - (1)対象 LED照明を5,000円以上購入した方(一世帯一回限り)
  - (2)補助金額 3,000円分の区内共通商品券
  - (3)実績 12,929件 38,787,000円

なお、住宅用 L E D 照明等補助制度は、以下の点が評価され、環境自治体会議(注 1)「わがまちの政策自慢・アイデア賞」を受賞した。

- ・できるだけ多くの区民に低炭素の取り組みを普及させるため、誰もが参加できる L E D に注目したこと
- ・商品券により地域の商業を活性化する工夫をしたこと
- 7 公益的施設用 L E D 照明等補助
  - (1)対象 福祉、教育、町会など公益・公共的な事業を行う団体
  - (2)補助金額 対象経費の2分の1(上限500,000円)
  - (3)実績 8件 3,953,000円
- 8 太陽光発電の累計実績

平成 15 年度の補助開始から平成 24 年 3 月末まで

2,109件 発電容量合計 7,129 k W

なお、これまでに設置された 7,129 k Wの太陽光パネルで年間約749 万 4000 k W h (注2)を発電している。これは、平成 22 年度の区内の年間電気使用量の実績約28億1575万8000 k W h (注3)の約0.3%に相当する。

- 注 1 環境自治体会議とは、環境に関心があり、環境政策に取り組んでいる 全国の54の自治体で構成されている。自治体や団体間のネットワークづ くりを推進し、情報を共有することにより、環境施策を推進することを 目的としている。
- 注 2 環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアルで想 定している太陽光発電1kWあたりの年間発電量1051.2kWhから算出
- 注3 東京電力株式会社提供の足立区内販売電力量推計データ

件 名	平成 24 年度補助制度の新設及び変更等について
所管部課	環境部環境政策課
事業(結果)	平成 24 年度に新設した補助制度及び変更点等について報告する。 1 省エネルギー機器等購入費補助(すべて新規) (1)省エネ家電の買い替え補助 個人住宅のエアコン又は冷蔵庫を、区内店舗で統一省エネラベル製品に買い替え、旧製品を家電リサイクル法に基づき適正に廃棄した区民に経費の 2 分の 1 (上限 25,000 円)を補助する。・受付期間:【上期】4月16日から 7月31日まで【下期】100月1日から 12月28日まで購入後申請・予定件数:【上期】100件【下期】50件応募者多数の場合は抽選  (2)断熱改装補助 個人住宅に二重窓、複層ガラス、遮熱フィルムのいずれかを設置し、住宅の断熱性能を高めた区民に、経費の 2 分の 1 (上限 25,000円)を補助する。・予定件数:60件購入後申請で先着順 (3)家庭用燃料電池システム設置費補助個人住宅に家庭用燃料電池システム(エネファーム)を設置した区民に、一律10万円を補助する。・受付期間:4月16日から7月31日まで購入後申請・予定件数:5件応募者多数の場合は抽選 2 太陽光発電システム設置費補助(拡大)(1)対象の拡大対象を自ら居住する住宅から区内の建物に拡大し、事業者や賃貸住宅のオーナーが設置した場合も補助対象になる。(2)区内事業者活用時の補助額の上乗せ4月1日以降、足立区内の事業者と契約して設置した場合は、補助金を20%上乗せする。(1kWあたり84,000円、上限36万円)(3)予定件数:500件

- 3 公益的施設用太陽光発電システム設置費補助(拡大)
- (1)補助率、限度額の拡大

補助率を 5 分の 1 から 2 分の 1 に、上限額を 100 万円から 200 万円に拡大する。

(2)標示の設置

太陽光発電を設置し環境負荷低減に努めていることと、区の補助により設置したことを施設利用者等に周知する標示を設置することを義務付ける。

- (3)予定件数:6件
- 4 太陽熱利用システム設置費補助(拡大)
- (1)対象の拡大

対象を自ら居住する住宅から区内の建物に拡大し、事業者や賃貸住宅のオーナーが設置した場合も補助対象になる。

(2)補助率、限度額の一本化

ソーラーシステム、太陽熱温水器とも 1 ㎡あたり 3 万円、上限 20 万円で一本化した。

(3)区内事業者活用時の上乗せ

4月1日以降、足立区内の事業者と契約して設置した場合は、補助金を20%上乗せする。(1㎡あたり36,000円、上限24万円)

- (4)予定件数:20件
- 5 LED照明機器設置費補助(廃止、拡大)
- (1)住宅用LED照明等購入費補助の廃止

LED照明の価格が下落傾向にあり、平成 23 年度に約 13,000 世帯に補助したことで、ある程度普及が進んだことから廃止する。

(2)施設用LED照明等購入費補助の拡大

補助対象を従業員 300 人以下の中小企業及び集合住宅(共用部分のみ)にも拡大する。(設置工事前の申請で受付期間限定。応募者多数の場合は抽選)

- (3)受付期間:4月16日から5月31日まで 設置工事前申請
- (4)補助率 対象経費の2分の1(上限50万円)
- (5)予定件数:20件 応募者多数の場合は抽選

報告 6

件 名	環境基金助成事業について						
所管部課	環境部環境政策課						
	1 平成 23 年度環境基金助成事業について 平成 23 年度の環境基金助成事業は、交付決定をした 3 団体 実績報告書が提出され、下記のとおり助成金を支出する。						
	団体名	事業名	助成金額				
	進栄化成	ペットボトル粉砕品を樹脂別に分 別する機械の研究開発	1,000 万円				
	株式会社(梅田五丁目)	一括で回収されているペットボトルの本体と キャップを粉砕し、素材別に分別し、より純度 の高い樹脂に再生する。一時間当たり 500 キロ グラムの処理能力を持つ。					
	東京電機大学 工学部電気電 子工学科 (千住旭町) 東京パック 株式会社	地域利用を目的とした自然エネル ギー活用システムの構築	250 万円				
事業(結果) の概要		太陽光発電システムと電動アシス 車の充電装置を神田キャンパスから パスに移転。今後、電動アシスト位 半数を地域で活用する予定。	5千住キャン				
		プラスチック製品製造における C O $_2$ 排出量の極小化を実現する新たな製造方法の確立	1,000 万円				
	(西伊興一丁目)	プラスチック素材のパッケージを 程において省電力を実現する製造 し、最大 30%程度の省電力を実現し	方法を開発				
	・助成額 補助 ・4 月 25 日号 日まで募集中 今年度は、特I	環境基金助成について 対象経費の2分の1(上限1,000万円 あだち広報、足立区ホームページに携 に節電や省エネにつながる研究開発や 7日の環境基金審査会を経て、補助対	弱載し、5月31 ⇒活動を募集し				

件 名	冬の省エネキャンペーンの実施結果について
所管部課	環境部環境政策課
	「あだち冬もキープ大作戦」と地球温暖化防止月間(12月)省エネ月間(2月)ウォームビズを一体的に取り組んだ「冬の省エネキャンペーン」の実施結果を下記のとおり報告する。  1 「あだち冬もキープ大作戦」について (1)実施期間
	平成 23 年 12 月 1 日 (木) から平成 24 年 2 月 29 日 (水) まで (2) 参加者数 591 人 (12 月または 1 月にエネルギー使用量を報告し、1,000 ポイントのボーナスポイントを得た世帯) (3) 省エネアイディアコンテスト 応募者 159 人 環境家計簿登録者 153 人 一般参加者 6人 応募者の中からユニークで効果的なアイデア 14 名を選考し、手回し充電マルチLEDランタンをプレゼントした。
事業(結果)の概要	2 「冬の省エネキャンペーン」啓発活動について キャンペーンへの参加とあだち環境家計簿の登録を呼びかけ るチラシとともに、エコティッシュを配布した。 (1) 光の祭典 2,000 人 〔12/17(土) 900 人 〔12/18(日) 1,100 人〕 (2) スーパー等街頭キャンペーン 2/3(金) パサージオ 800 人 2/8(水) ライフ舎人店・舎人団地前商店街 300 人 2/10(金) ベルクス足立綾瀬店 250 人

件名	「(仮称)足立区生活環境の保全に関する条例(素案)」に関わるパブリックコメントの実施について
所管部課	環境部生活環境調整担当課
	1 条例制定の背景 近年、区内の土地・建築物において、廃棄物や樹木・雑草の管理の放棄などによる生活環境の悪化に対する相談が増えてきている。本来、土地や建築物は所有者や管理している者が適切に維持管理するものだが、区民の健康や周辺の生活環境に著しい障害をあたえるような問題に対し、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を守るために、条例を設けることとし、以下の概要についてパブリックコメントを行うものとする。
事業の概要	<ul> <li>2 パブリックコメントを求める事項(17ページ参照)</li> <li>(1)土地、建築物の所有者等は、廃棄物や樹木・雑草の管理放棄により、周辺住民の健康を害し、生活環境に障害を与えることがないよう、適切な管理を行う。</li> <li>(2)規定に違反し生活環境に障害をあたえていると認めた場合は、違反者に対して障害を解消するために必要な対策を実施するよう求める。状況に応じて指導・勧告・命令を行えるよう規定する。</li> <li>(3)命令に従わない所有者等に対して、所有者名などの公表ができることと、特に必要がある場合は行政代執行を行うことができるよう規定する。</li> <li>(4)所有者等が自らその解消のための対策の実施が困難な場合に、審議のうえ、必要があると認めるときは、問題解消のために必要な支援ができるものとする。</li> </ul>
	3 実施期間 平成24年5月1日(火)から5月31日(木)まで
	4 意見を提出できる人 (1)足立区に居住・勤務又は在学する方 (2)足立区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他団体
	5 提出方法 窓口持参 郵送 ファックス 電子メール
	6 今後の方針 ・あだち広報(4月25日号) 区ホームページで周知する。 ・提出された意見を参考に条例案をまとめていく。

### 足立区生活環境の保全に関する条例素案の概要

### 1 目的

足立区における土地・建築物の適切な利用や管理を求めることにより、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を確保することを目的とする。

#### 2 指導の対象

生活環境の障害となる、廃棄物、樹木の管理放棄、雑草の繁茂などの土地・建築物の不適切な管理。

### 3 区の責務

区は、条例目的の達成のため、良好な生活環境の保全に必要な施策の推進及び、 区民の活動の支援に努める。

### 4 区民の責務

- (1) 所有や管理する土地・建築物を周辺の住民の健康や生活環境を害することのないよう適切に管理・利用すること。
- (2) 相互に協力して、良好な生活環境の保全に取り組むこと
- (3)区による生活環境を保全する施策に協力すること。

### 5 調査

条例の指導に必要な限度において、土地への立ち入り調査及び関係人に関する調査を実施する。

### 6 指導又は勧告

区は、不適切な管理・利用されている土地・建築物について、生活環境への障害を解消するよう指導及び勧告を実施する。

### 7 助成

区は、生活環境への障害を解消するために必要な措置を実施するために助成を行う。

助成の実施は、区外の第三者を含む審議会で審議のうえ実施する。

#### 8 命令

区は、周辺の生活環境に著しい被害が生じていると認める場合は、被害の解消をするために必要な措置を命令する。

命令は、生活環境にあたえている被害の状況などを審議会で審議のうえ実施する。

#### 9 公表

命令を受けた者が、正当な理由なく命令に従わない場合は、その内容の公表を行うことができる。

#### 10 代執行

区は、違反者が命令に従わず、危険な状態が発生しているなど、特に必要と認めるときは、行政代執行をすることができる。

代執行の実施にあたっては、審議会での審議のうえ実施する。

### 11 審議会

区が行う指導・支援の実施判断のため、生活環境にあたえる障害やその解消のための措置について、区外部の委員及び区の関係部署の職員による審議会を設置する。

件 名	平成 23 年度「資源の持去り対策」について						
所管部課	環境部ごみ減量推進課						
	1 平成 23 年度の持去り防止指導実績						
		過料	警告書	口頭注意	制度周知	合計	
	非常勤職員	47	76	485	309	917	
	一日平均	0.23	0.38	2.4	1.5		
	委託業者				294	294	
	一日平均				0.9		
事業 (結果)の 概要	2 平成 23 年 10 月の強化月間におけるパトロールと、環境部職員が した特別パトロール実施結果 特別パトロール日時と実施地域 ・10 月 25 日(火)梅田・梅島地域 ・10 月 27 日(木)中央本町・足立・西綾瀬・弘道地域 ・10 月 28 日(金)南花畑・神明・六木・保塚町地域等 いずれも 7 時~10 時					が参加	
		過料	警告書	口頭注意	制度周知		
	非常勤職員	過料 	警告書	口頭注意	制度周知		
	非常勤職員					合計	
		6	8	85	60	合計	
	一日平均	6	8	85	3.5	合計 159	
	一日平均 委託業者	6	8	85	60 3.5 94	合計 159	

- 3 資源買取り業者への協力依頼、区民へのPR活動
  - (1)城北リサイクル事業協同組合の登録事業者(11社)、他 10社に、持去り資源物の買取り拒否と、のぼり旗掲出の協力を依頼した。
  - (2) あだちまつり(10月9日)、地球環境フェア(10月22、23日)において、来場者に資源ごみ買取市のチラシとあわせ、持去り防止啓発 (持去り防止アイディアコンテスト)チラシを付けたティッシュを配付した。
- 4 対策による効果と今後の方針
  - (1) パトロールによって資源の持去り禁止条例の趣旨は浸透してきており、車両を使用した悪質な持去り行為は減少傾向にある。その反面、道路や高架下、公園などを一時集積場所として使用し、一挙に持ち出すという行為が目立つ。当該敷地を管理する各所管課と連携し、対策の強化を図っていく。
  - (2) 昨年度は、持去り対策の非常勤職員 2 名体制で、週 4 日のパトロールを実施していた。今年度は非常勤職員を 1 名増員し計 3 名とすることで、原則として日曜日を除きパトロールする体制を整備し、防止対策、指導を一層強化していく。

件名	空間放射線量の測定について
所管部課	環境部環境保全課
新管部課 事業(結果) の概要	環境部環境保全課  1 空間放射線量の定点測定 平成 11 年から毎月 1 回空間放射線量の測定を行ってきたが、東日本大震災による原発事故以降、監視を強化し、その結果を公表している。 区立中央公園、足立清掃事務所(休日を除く毎日)及び足立清掃事務所曙分室(毎月第3木曜日のみ)  2 国・都への対応 (1) 走行サーベイに係る対応 文部科学省から入手した区内約4,000箇所の測定データから、区の指標値以上の数値を計測した場所が3箇所(環七・大谷田付近)で、区職員において空間放射線量の測定を行い、いずれも指標値を下回ることを確認した。  文部科学省が、放射線測定器を積載した車両による空間線量測定(走行サーベイ)の結果を、平成24年3月21日に公表した。(都内については、東部及び奥多摩地域が対象)  (2) モニタリングポストの設置 国からの委託を受けた東京都が、都立舎人公園内にモニタリングポストを設置した。(平成24年4月11日運用開始)

件 名	宮城県女川町災害廃棄物の受入れについて
所管部課	環境部ごみ減量推進課
事業(結果)の概要	1 受入れ経緯 平成 23 年 11 月 24 日、特別区長会、女川町、東京都、宮城県は、宮城県女川町の災害廃棄物(可燃性廃棄物)を受け入れることで、基本合意した。 住民説明会(区役所庁舎ホール)は以下のとおり開催した。・平成 24 年 2 月 7 日(火)参加者 110人・平成 24 年 2 月 7 日(火)参加者 70人  2 災害廃棄物の種類・量宮城県女川町で発生した木くず等の可燃性廃棄物(23 区の清掃工場全体で1日平均150トン)。  3 受入れ方法気密性の高い専用コンテナに積載し、都内まで鉄道貨物で輸送した後、密封された状態で清掃工場まで搬送され、ブラットホーム内で開封されて、ごみバンカに投入される。  4 災害廃棄物受入れ実績(3月分)中央清掃工場 563トン 新江東清掃工場 847トン災害廃棄物を受け入れた清掃工場での放射能濃度及び空間放射量率測定結果についても、問題なく安全である。8月末までに全工場を一巡する予定を組んでいる。  5 足立清掃工場の受け入れ期間平成24年5月28日(月)から日量48トン。6月分の受入れ計画は、5月20日頃、東京都二十三区清掃一部事務組合ホームページ上で公表される。  6 災害廃棄物受入れ計画(5月分)(裏面)受入計画表のとおり

資 料

### 災害廃棄物受入れ計画(5月分)

受入計画表(平均日量)

単位:トン

	2/WIDX(1-30=)							
	平成 24 年 5 月分							
週工場名	4月30日の週	5月7日の週	5月14日の週	5月21日の週	5月28日の週			
新江東	72	40		52	24			
足立					48			
大田		40	40	40				
墨田	20				16			
港	56	32	48					
中央			24	20				
品川		36	40	40	24			
葛飾					40			
合計	148	148	152	152	152			

受入れ計画は、週ごとに策定するため、週単位で1日当たりの平均受入量を表している。

災害廃棄物の受入れは、月曜日から土曜日の週6日(祝日も受入れる。)